

令和2年大崎上島町議会（第5回）臨時会会議録（第1号）

1 令和2年11月30日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上 青 木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

2番	越 田 賢 一	3番	閑 田 大 祐
----	---------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
総務企画課長	山 本 秀 樹		

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1	会議録署名議員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3 報告第 9号	専決処分した事件の報告について
第 4 議案第 75号	大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について
第 5 議案第 76号	令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第8号）
第 6 議案第 77号	令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）
第 7 議案第 78号	令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2号）

第 8 議案第 79 号 令和 2 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)

第 9 議案第 80 号 令和 2 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)

第 10 議案第 81 号 令和 2 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算 (第 2
号)

第 11 議案第 82 号 令和 2 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算 (第 2
号)

第 12 議案第 83 号 令和 2 年度大崎上島町水道事業会計補正予算 (第 4 号)

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開会

○議長 (信谷俊樹君) おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。定足数に達していますので、これより令和 2 年第 5
回大崎上島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長 (信谷俊樹君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において越田賢
一議員、閑田大祐議員を指名いたします。

○議長 (信谷俊樹君) 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長 (信谷俊樹君) 異議なしと認めます。したがって、会期は 1 日間に決定しまし
た。

○議長 (信谷俊樹君) 日程第 3、報告第 9 号専決処分した事件の報告についてを議題と
いたします。

提出者に報告の説明を求めます。

町長。

○町長 (高田幸典君) 報告第 9 号専決処分した事件の報告について説明を申し上げま

す。

本報告は、令和2年11月2日付で広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

広島県市町総合事務組合の構成団体である世羅三原斎場組合が令和3年3月31日をもって解散し、令和3年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、組合同約の一部の改正を行うもので、組合同約の別表第1及び別表第2から世羅三原斎場組合を削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第75号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第75号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和2年10月7日に人事院より国家公務員の特別給改定の勧告があり、その内容は特別給について公務員と民間の支給割合を比較した結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により民間が公務員の支給割合を下回っていることから、民間の支給割合に見合うよう0.05月分引き下げることとしたもので、本町においても人事院勧告に準じ、特別給の改定を行うことといたしております。

主な改正内容は、特別給について人事院勧告と同様に支給月数を0.05月分引き下げることとし、公布の日から適用することとしております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

まず、令和2年度の人事院勧告については、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせて2回に分けて実施されており、先行して調査を実施した特別給については10月7日に勧告、報告がなされ、月例給については10月28日に報告が実施されたところです。

内容は、特別給については民間の支給割合に見合うよう支給月数を0.05月分引き下げることとし、民間の支給状況等を踏まえ、引下げ分を期末手当の支給月数に反映することとしたもので、年間の総支給月数は、期末手当は2.6月から2.55月となり、勤勉手当は1.9月で変更はなく、合計では4.5月から4.45月となります。期末手当の6月期と12月期の支給月数については、今年度は12月期の支給月数を1.3月から0.05月分引き下げ1.25月とし、令和3年度からは6月期と12月期共に1.275月分となります。勤勉手当については、6月期と12月期共に0.95月分で支給月数に変更はありません。また、月例給につきましては公務員と民間給与との格差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改正が困難であることから、月例給の改正を行わないこととされており、本町においても改正を行わないこととしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第75号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第76号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第76号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第8号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町一般会計予算の総額から歳入歳出それぞれ205万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,872万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳出予算では人事院勧告の実施に伴い期末手当等の人件費について所要の補正を行い、歳入予算では繰入金金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

なお、質問回数は3回までとなっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第76号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第77号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第77号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ6万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,811万2,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳出予算では人事院勧告の実施に伴い期末手当等の人件費について所要の補正を行い、歳入予算では繰入金金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第77号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第78号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第78号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ6万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,896万7,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳出予算では人事院勧告の実施に伴い期末手当等の人件費について所要の補正を行い、歳入予算では繰入金金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第78号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第79号令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第79号令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ2万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億708万5,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳出予算では人事院勧告の実施に伴い期末手当等の人件費について所要の補正を行い、歳入予算では繰入金金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第79号令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第80号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第80号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ1万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,928万1,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳出予算では人事院勧告の実施に伴い期末手当等の人件費について所要の補正を行い、歳入予算では繰入金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第80号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第81号令和2年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第81号令和2年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ2万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,013万5,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳出予算では人事院勧告の実施に伴い期末手当等の人件費について所要の補正を行い、歳入予算では繰入金金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第81号令和2年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第82号令和2年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第82号令和2年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ13万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,646万6,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳出予算では人事院勧告の実施に伴い期末手当等の人件費について所要の補正を行い、歳入予算では繰入金金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第82号令和2年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第83号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第83号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町水道事業会計予算の収益的収入及び支出の予定額において水道事業収益を5億2,053万7,000円、水道事業費用を5億1,982万2,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、人事院勧告の実施に伴い期末手当等の人件費について所要の補正を行うもので、水道事業収益では営業外収益の補助金6万3,000円を減額し、水道事業費用では営業費用の総経費6万3,000円を減額計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第83号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり決定されました。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和2年第5回大崎上島町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前9時20分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員